

事業主の皆様へ

個人住民税の「特別徴収」推進にご協力をお願いします！

- **従業員の個人住民税**は、所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与から事業主が差し引いて、従業員の方がお住まいの区市町村へ納めていただくことが地方税法で義務づけられており、この制度を「**特別徴収**」といいます。
- 首都圏では、事業主や従業員の皆様が都県域を越えて活動されていることから、特別徴収を効果的に推進するためには、各団体が連携して取り組むことが必要です。
このため、**九都県市**では、連携協力して特別徴収を推進しますので、事業主の皆様には、この取組みにご理解ご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

- 首都圏では、各団体が次のとおり特別徴収を推進しています！
 - 平成 27 年度 **埼玉県**の全市町村で特別徴収の一斉指定
 - 平成 28 年度 **千葉県**、**神奈川県**の全市町村で特別徴収の一斉指定
 - **東京都**の全区市町村では、平成 26～28 年度を特別徴収の推進期間としています。

※ 詳しくは各都県のホームページをご覧ください。下記のキーワードで

検索

埼玉県 特別徴収

千葉県 特別徴収

東京都 特別徴収ステーション

神奈川県 特別徴収

住民税は給与からの特別徴収で！
よろしくお願いします！



埼玉県
コバトン



千葉県
チーバくん



東京都
ぜいきりん



神奈川県
かながわキンタロウ

事務局

九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)特別徴収推進検討会